破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第８９号
北海道上川郡清水町南２条９丁目18番地１
債務者　亀谷理佳子
１　決定年月日時　平成27年６月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
北海道帯広市清流西３丁目４番地10
債務者　横島　真紀
１　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１６７号
盛岡市西見前15地割24番地10　ミネックス203号
債務者　田中　幸子
１　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第６号
群馬県沼田市新町535番地５
債務者　中野あき子
１　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２７年（フ）第７号
群馬県利根郡片品村大字東小川3694番地１
債務者　星野　明美
１　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
新潟県村上市岩船駅前53番地１
債務者　板垣　雄気
１　決定年月日時　平成27年６月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１１０号
静岡県富士市松岡1169番地
債務者　中林　　健
１　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１４２号
愛知県犬山市大字羽黒新田字東屋敷37番地１
債務者　浜田隆弘こと　濵田　隆弘
１　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１１号
香川県観音寺市柞田町甲1415番地３
債務者　吉岡　　純
１　決定年月日時　平成27年６月８日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第５４５号
福岡県糸島市浦志２丁目２番27―208号、前住所福岡市西区野方３丁目13番15号
債務者　大前　直樹
１　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６１９号
福岡市博多区博多駅南３丁目６番７号
債務者　小方　未子
１　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６３２号
福岡市博多区吉塚６丁目17番28―406号、前住所福岡市博多区吉塚６丁目６番33―203号
債務者　永山　和彦
１　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６３７号
福岡市東区西戸崎５丁目６番21号、前住所福岡市東区西戸崎６丁目２番１号
債務者　旛山　芳徳
１　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６３９号
福岡県大野城市山田４丁目５番６号　香野アパート102号
債務者　小林　俊彦
１　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６４０号
福岡県大野城市山田４丁目５番６号　香野アパート102号
債務者　小林八代伊
１　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６４７号
福岡県大野城市山田１丁目10番１号　コンフォーレミカサ201号
債務者　岩崎　　稔
１　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６４９号
福岡県糟屋郡新宮町夜臼２丁目10番４号　八仙荘204号
債務者　山川ちえ子
１　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部